

令和7年度 出雲市在宅医療介護連携推進団体補助金公募要項

令和7年度「出雲市在宅医療介護連携推進団体補助金」の交付決定に先立ち、補助対象事業に係る事業提案を受け付けることとし、下記のとおり公募要項を定めます。

市は、本要項に基づき提出された事業提案書を審査し、採択する事業及び補助金の予算を内示しますので、各団体は内示された補助金額の範囲内で交付申請をしていただきます。

【補助金の交付に係る根拠法令】

出雲市補助金等交付規則（平成17年出雲市規則第38号）

出雲市在宅医療介護連携推進団体補助金交付要綱（平成28年出雲市告示第330号）

【事業日程】

医療介護連携課との事前協議	必要に応じて
事業提案書の提出	5月23日（金）17時までに
内示（市）	審査後速やかに
交付申請書の提出	内示後速やかに
交付決定通知（市）・事業着手	交付申請後速やかに
事業完了・実績報告	令和8年3月31日までに
事業報告会	令和8年4月（予定）

1 補助金の目的

- (1) 地域包括ケアシステム構築に向け、在宅医療と介護の連携の推進に資するため、医療及び介護関係団体が行う事業や活動に対し、出雲市在宅医療介護連携推進団体補助金（以下「補助金」という。）を交付して取組を支援します。
- (2) 市は、補助対象事業として行われる研修会等の開催周知や、調査等への協力又は情報の提供等により、事業実施を支援するとともに、取組内容の共有（事業報告会の実施）を通じて、市内の医療・介護関係者への効果の波及を図ります。

2 補助対象団体

次のいずれかの団体等とします。

- (1) 在宅医療と介護の連携推進に貢献している市内の団体又は法人
- (2) これらの団体又は法人の構成員を含み、新たに組織された市内の団体又は法人

3 補助対象事業

次の全てに該当する事業とします。

- (1) 医療や介護に関係する多職種が参加する、または複数の医療や介護関係団体や法人が参加する在宅医療と介護連携推進に関する事業
- (2) その取組及び活動が、複数年にわたり継続実施され、または継続実施が見込まれる事業

4 補助金の額

補助対象経費から他の収入(他の補助金、寄附金、協賛金等をいう)を控除した額の10分の10以内とし、予算の範囲内で交付します。

交付申請額の上限又は下限は特に定めません。少額(10万円未満)の申請であっても採択します。

(補助対象経費)

費目	補助対象経費
人件費	・本事業に従事するために新たに雇用する者に支払う賃金、各種手当 ・労働者派遣業者に支払う経費
報償費	・研修会、講演会等に係る講師謝金 ・知識、情報又は技術の提供等を行った者に対する謝礼
旅費	・補助事業の遂行に必要な旅行に要する経費
需用費	・消耗品の購入、印刷・製本費等
役務費	・通信運搬費、郵券料等
委託料	・専門業者等への委託料
使用料及び賃借料	・会議、イベント等の会場使用料 ・本事業において使用する資機材等の賃借料
備品購入費	・おおむね2年以上の使用に耐えるもので購入価格が5万円(消費税及び地方消費税を含む)以上のもののうち、本事業に必要と市が事前に認めたもの
その他経費	上記以外で本事業の遂行に必要な経費

※ 人件費、報償費、旅費は、補助事業の構成員が所属する機関・職能団体の謝金等規定による。

※懇親会費、交際費、慶弔費、予備費は、補助対象としない。

※他の補助金、交付金等の交付対象とする経費は、補助対象としない。

5 事業提案に係る提出書類

- (1) 事業提案書(様式1)
- (2) 予算書(様式2)
- (3) 構成員名簿(任意様式)

※ 今年度実施を期待する事業例を掲げていますので、事業提案の参考にしてください。

6 提出・問い合わせ先

出雲市 医療介護連携課 担当：森山

電話 21-6906 電子メール iryou-kaigo@city.izumo.shimane.jp